

知的所有権庁 (モンテネグロ)

国際事務局はモンテネグロ知的所有権庁から次の通知を受けている。

「モンテネグロ特許法第153条（「指定又は選択官庁としての欧州特許庁」）の規定によると『条約の規定に従い国内特許の付与を目的としてモンテネグロを指定又は選択している国際出願は、この法律で意味する欧州特許のモンテネグロにおける拡張請求とみなされ、欧州特許庁は条約に基づく指定又は選択官庁として行動する』」。

「したがって、PCT出願人がモンテネグロにおける保護を希望する場合には、モンテネグロと欧州特許機構との拡張協定に基づき、欧州特許庁経由でその手続を遂行すべきである」。

(<https://www.epo.org/about-us/foundation/extension-states.html> 及び

<https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2016/etc/se4/p547.html> を参照)

「モンテネグロ特許法第141条（「欧州特許の効力の拡張」）パラグラフ(2)(1)は次のように規定している：『欧州特許出願』とは、欧州特許条約（以下EPCと称する）に基づき行われた欧州特許を求める出願、並びに、特許協力条約（以下PCTと称する）に基づき行われた国際出願であって、欧州特許庁（以下EPOと称する）が指定又は選択官庁として行動し、モンテネグロが指定されているものを意味する」。

「モンテネグロ特許法第142条（「拡張請求」）パラグラフ(1)及び(2)は次のように規定している：(1) 欧州特許出願及びその出願に付与された欧州特許は、出願人の請求に基づきモンテネグロに拡張される。(2) 上述したパラグラフ(1)に基づく拡張請求は、欧州特許の拡張に関するモンテネグロ政府と欧州特許機構との協定（以下「拡張協定」）の発効日以降に行われた欧州特許出願について行われているものとみなされる」。

「モンテネグロ特許法第145条（「拡張欧州特許の効果」）パラグラフ(1)及び(2)は次のように規定している：(1) この条のパラグラフ(2)から(6)までの規定に従うことを条件として、拡張欧州特許には、EPOによる欧州特許付与の言及の公告日から、この法律に基づき国内特許によって与えられるもの同一の権利が与えられる。(2) 特許名義人は、欧州特許付与の言及の公告日から3箇月以内に、欧州特許の請求の範囲のモンテネグロ語翻訳文を管轄当局に提出し、付与欧州特許の請求の範囲の翻訳文について所定の公開手数料及び印刷費用を支払う」。

「これは特許保護を求めるPCT出願人に対して、実務上、次を意味する：

- 1) 2010年3月1日（EPOとモンテネグロとの拡張協定の発効日）以降に行われたPCT出願について、欧州特許出願及びその出願に付与された欧州特許の拡張請求が行われているものとみなされる。
- 2) モンテネグロ知的所有権庁に対する国内段階が存在していないことから、出願人はEPOに対する広域段階に移行すべきである。
(www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol2/annexes/ep.pdf 参照)
- 3) 欧州広域段階移行のために要求される行為の期間内に、拡張手数料をEPOに支払わなければならない。
- 4) 付与又は拒絶決定までを含む出願の実体審査はEPOが実施する。
- 5) 欧州特許付与の言及の公告日から3箇月以内に、特許名義人が欧州特許の請求の範囲のモンテネグロ語翻訳文をモンテネグロ知的所有権庁に提出し、付与欧州特許の請求の範囲の翻訳文について所定の公開手数料及び印刷費用を支払うことを条件として、拡張欧州特許には、EPOによる欧州特許付与の言及の公告日から、モンテネグロ特許法に基づく国内特許によって与えられるものと同一の権利が与えられる。
- 6) モンテネグロは、その領域に拡張される付与欧州特許に関するデータを国内登録簿において公開する」。

「モンテネグロは、欧州特許条約に加入するよう欧州特許機構管理理事会から招請を受けている。モンテネグロは、欧州特許条約に加入してEPC締約国となった時点で、PCT第45条(2)に基づく『国内ルートを正式に閉鎖する』意向である」。

指定（又は選択）官庁
ME

知的所有権庁
（モンテネグロ）
国内段階に入るための要件の概要

概 要
ME

情報は現在準備中です。